「はぎ縁結び応援団」制度実施要領

(趣旨)

第1条 萩市では、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策として、より多くの市 民のみなさまの結婚の希望をより早く叶えるために、結婚を希望する独身者の出会いの 機会の創出や、結婚を応援する気運の醸成に資する「はぎ縁結び応援団」(以下、「応 援団」という。)制度を創設し、地域社会全体で結婚を応援する仕組みを構築します。

(応援団の構成)

第2条 応援団は、結婚を希望する独身者を応援する取組を実施する、萩市内に事業所等 の拠点がある企業、NPO法人、団体(実行委員会等の任意団体を含む)、個人事業主 等(以下「企業等」という。)で構成する。

(応援団の役割等)

- 第3条 応援団は、次のいずれかの取組を実施する。
 - (1) 結婚を希望する独身者の出会いの場を提供する婚活イベント等の実施(出会いイベントの開催、マナー講座など婚活に役立つ講座の開催)
 - (2) 応援団が主催する婚活イベント等の社員・職員等への周知や独身者のイベント参加への後押し(自団体の独身者の応援)
 - (3) 市が運営する結婚相談所をはじめとした結婚応援事業の周知等
 - (4) 自社単独または他の企業・団体との合同開催による婚活イベントやセミナーの実施
 - (5) 応援団が主催する婚活イベント等への協力(会場提供、物品、サービス提供など)
 - (6) 従業員等の結婚を応援するための取組(助成制度の創設など)
 - (7) その他独身者の結婚の応援や結婚を応援する機運の醸成に資する取組 (カップル を対象としたサービス等)

(市の役割)

- 第4条 市は、企画政策課企画係を応援団事務局として、団体の登録・管理に関する事務 及び本制度に関する広報等を行うことにより、制度の円滑な運営に努める。
- 2 市は、応援団が実施する出会い・結婚支援等の取組について、助言、協力を行い、取 組が円滑に実施されるよう努める。
- 3 市は、応援団に対し、出会い・結婚支援等に関する情報提供及び情報交換を行い、取 組が円滑に実施されるよう努める。
- 4 市は、市の web サイト等で、応援団を紹介するとともに、応援団が取り組む婚活イベントをはじめとした結婚応援に係る取組・事業等を紹介する。

(応援団の登録要件)

- 第5条 萩市内に事業所等の拠点がある企業、NPO法人、団体(実行委員会等の任意団体を含む)、個人事業主等で、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。
 - (1) 本制度の趣旨に賛同し、第3条に掲げるいずれかの取組を実施すること。
 - (2) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とする事業者でないこと。
 - (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦し、支持しもしくは反対することを目的とした団体でないこと。
 - (4) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
 - (5) 個人情報が適切に管理できること。

(登録方法等)

- 第6条 応援団の登録方法については、次のとおりとする。
 - (1) 市は、市報、ホームページ等で応援団の募集を行う。
 - (2) 登録を受けようとする企業等は、応援団登録申込書(別記第1号様式)、誓約書 (別記第2号様式)を提出すること。
 - (3) 市は、提出された登録申込書の内容を審査し、第5条の登録要件に該当し、応援 団として適当であると認めたときは登録を行い、応援団登録証を交付する。
 - (4) 市は、必要に応じて訪問する等、企業等の確認を行う。
 - (5) 応援団は、登録内容に変更があったときは、登録変更届(別記第3号様式)により速やかに届け出ること。
 - (6) 応援団は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届(別記第4号様式)により届け出ること。
 - (7)登録後、第5条の登録要件を満たさなくなった場合、又は市が不適当と認める場合は、登録を取り消すことができる。

(登録期間)

第7条 応援団の登録期間については、登録辞退の申出がない場合は、登録を自動的に継続するものとする。

(個人情報の適正な取り扱い)

第8条 応援団は、婚活事業等の実施にあたり、知り得た個人情報について、個人情報の 保護に関する法律及び萩市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。 応援団でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、「はぎ縁結び応援団」制度に関して必要な事項は、 別に定める。

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に、「はぎ縁結び応援団」制度実施要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

「はぎ縁結び応援団」登録申込書

令和 年 月 日

萩市長 宛て

はぎ縁結び応援団制度の趣旨に賛同し、下記のとおり申込みします。また、市のホームページ等で応援団を紹介するための基礎情報として、この申込内容を利用することに同意します。

申請者 団 体 名 代表者氏名

記

団体名称	
業種等	
取り組む活動の内容	
所在地	
電話番号	
ファックス	
ホームページ	
メールアドレス	
自社・団体 P R 等 (100字以内)	
担当者	所属: 氏名: 電話番号: メールアドレス:

※団体概要(設立目的、設立年月日、事業概要等を明記したもの)が分かる資料を添付してください。

誓約 書

令和 年 月 日

萩市長 宛て

団 体 名代表者氏名印

「はぎ縁結び応援団」へ登録するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 萩市個人情報保護条例を遵守し、「はぎ縁結び応援団」(以下、「応援団」という。)である間及び応援団でなくなった後においても、応援団の活動において知り得た個人情報及び個人の秘密(以下、「個人情報等」という。)を本人の了解及び市の許可なく、開示、漏えいし、又は目的以外に利用することはしません。
- 2 応援団の活動として婚活イベント等を開催する場合、以下の事項を遵守します。
- (1) 応援団が実施するイベント(以下「イベント」という。)は、応援団として責任を持って実施します。
- (2) イベントの内容に対する問い合わせや苦情等に対して、速やかにかつ誠実に対応します。
- (3) イベントの開催に当たって知り得た個人情報等は、応援団の責任のもとで厳重に管理し、他の目的に利用しません。
- (4) 参加者の個人情報等の問い合わせについては、事前事後を問わず、応じません。また、参加者間の個人情報等の交換については、個人間の自己責任において行わせます。
- (5) イベント終了後は、参加者の個人情報等の全てを破棄し、又は市へ返却します。
- (6) アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意 喚起します。
- (7) 応援団の活動とは関係のない特定の商品販売、斡旋、または応援団の活動とは関係 のないイベント等への勧誘やその他会員登録斡旋など、本制度の趣旨を逸脱する活動 は行いません。
- 4 秘密情報の創出又は得喪に関わった場合には、直ちに市に報告します。
- 5 私(当社・当団体)、従業員又は元従業員等が上記各項の誓約に違反し、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

「はぎ縁結び応援団」登録変更届

令和 年 月 日

萩市長 宛て

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

申請者 団 体 名 代表者氏名

記

項目名	変更前	変更後		

「はぎ縁結び応援団」登録辞退届

令和 年 月 日

萩市長 宛て

下記のとおり「はぎ縁結び応援団」の登録を辞退します。

申請者 団体名 代表者氏名

記

辞退年月日		年	月	日
辞退の理由				
担当者	所属: 武若: 電話番号: メールアドレス:			